

告 示

埼玉県川越県土整備事務所長告示第四十三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和五年十月六日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年十月六日

埼玉県川越県土整備事務所長 落 合

誠

路 線 名	中新田入間川線
供用開始の区間	狭山市大字東三ツ木字下ノ沢六〇番 二地先から同市大字東三ツ木字下ノ 沢六〇番五〇地先まで
供用開始の期日	令和五年十月六日
備 考	令和五年十月六日付け埼玉県 川越県土整備事務所長告示第 四十二号で告示した道路予定 区域の供用開始である。延長 三一・八五メートル